

# 鹿児島県臨床外科学会会則

## 総則

### 第1条 ≪名称≫

本会は鹿児島県臨床外科学会と称し、日本臨床外科学会鹿児島地方会を兼ねる。

### 第2条 ≪事務局≫

本会は事務局を鹿児島県医師会館内に置く。

## 目的、事業

### 第3条 ≪目的≫

本会は医学の発展と医術の研修につとめ、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### 第4条 ≪事業≫

本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究発表、学術講演等のための集会の開催。
2. 会誌の刊行。ただし、会誌名を鹿児島県臨床外科学会誌とする。
3. その他、前条の目的を達成するのに有意義な事業。

## 会員

### 第5条 ≪会員≫

会員は医師で本会の目的に賛同して入会し、所定の年会費を納めた者とする。

年会費は、開業医会員 5千円、勤務医会員 3千円とする。

### 第6条 ≪名誉会長など≫

本会に名誉会長、特別会員をおくことができる。

1. 名誉会長は、本会会長を歴任した者の中から会長が推薦し、役員会および評議員会の議を経て承認された者とする。
2. 特別会員は、本会役員および評議員を歴任した者、または本会の発展に貢献した者の中から会長が推薦し、役員会および評議員会の議を経て承認された者とする。
3. 名誉会長並びに特別会員は年会費を免除する。

### 第7条 ≪入会と退会≫

1. 入会を希望する者は所定の入会申込書を提出し、当該年度の会費を納入して、本会会長(以下、単に「会長」という)の承認を受ける。
2. 退会を希望する者はその旨を届け出るものとする。但し、既納会費は返却しない。

## 役員，評議員

### 第8条 《役員》

1. 本会に次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 2名

幹 事 5～10名

監 事 2名

2. 会長は、役員会が会員の中より候補者を選考し、評議員会の承認を受け、総会会場において報告される。

3. 副会長は、会長が指名し委嘱する。

4. 幹事は、会長が会員の中より委嘱する。

5. 監事は、会長が会員の中より委嘱する。

6. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。欠員により補充される役員の任期は、残任期間とする。

### 第9条 《会長》

1. 会長は、本学会を代表して会務の一切を統轄する。

2. 会長は、総会、評議員会ならびに役員会を招集し、議長となり、賛否同数の場合は議長が決める。

### 第10条 《副会長》

1. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は会長の職務を代行する。

2. 副会長は、役員会に出席し評決に加わる。

### 第11条 《幹事》

幹事は、役員会を構成し会務の運営にあたり、会長の定めるところにより業務を分担する。

### 第12条 《監事》

監事は、本会の財務監査を行うとともに、役員会および評議員会に出席し意見を述べる。

### 第13条 《顧問》

会長は、本会に顧問を置くことが出来る。顧問は会長の諮問に答え、会務に関し意見を述べる事が出来る。

### 第14条 《評議員》

1. 評議員は役員会において推薦し、総会に報告する。評議員の人数は、会員数の10%以内とする。

2. 評議員は、役員会の議を経て会長が委嘱し、総会において報告する。任期は2年とする。但、再任を妨げない。

3. 評議員は、評議員会を構成し、本会の重要案件を審議、議決する。また会長の諮問に応ずる。

第 15 条 <定年>

役員および評議員の定年は 70 歳とする。ただし、役員および評議員の任期満了までは在任できるものとする。

**総会， 学術集会**

第 16 条 <総会および学術集会>

1. 本会は、毎年総会ならびに学術集会を開催する。
2. 総会の開催地、期日は、会長がこれを定める。

**事業年度， 会費， 会計年度**

第 17 条 <事業年度>

本会の事業は、毎年 4 月 1 日にはじまり 3 月 31 日に終わる。

第 18 条 <会費>

1. 会員は毎年所定の年会費を納付する。ただし、名誉会長、特別会員および 1 月 1 日現在で年齢が満 80 歳以上にシテかつ会員歴が通算シテ 10 年以上の会員は、会費の納付を要シない。
2. 会費を 2 年以上滞納シた場合は退会シたものと認める。

第 19 条 <会計年度>

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

**会則変更**

第 20 条 <会則変更>

本会の会則変更は、役員会、評議員会の議を経て、総会会場において報告される。

<付 則>

参 考	制 定	昭和46年11月13日
	改 定	昭和60年 4月 1日
	改 定	平成10年 4月11日
	改 定	平成19年 9月29日
	改 定	平成24年 3月24日